



埼玉県報

号外第 6 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 9 日
水曜日

目 次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告示

埼玉県告示第三百五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

- イ ニーへ「ビス（四フルオロフェニル）メチル」スルフィニル」アセトアミド（通称名Bisfluoromodafinil）及びその塩類
- ロ ニー（四フルオロフェニル）ー三ーメチルモルフォリン（通称名四FP M）及びその塩類
- ハ *Mitragyna speciosa* 及びその近縁植物（ただし、*Mitragynine* 又は七aーHydroxyー七Hーmitragynine を含有するものに限る。）（通称名Kratom）
- ニ（E）ーメチル||ニーへ（ニS・三S・十二b S）ー三ーエチルー八ーメトキシー一・二・三・四・六・七・十二・十二bーオクタヒドロインドロ「ニ・三ーa」キノリジンーニールー三ーメトキシアクリラート（通称名Mitragnine）及びその塩類
- ホ（E）ーメチル||ニーへ（ニS・三S・七a S・十二b S）ー三ーエチルー七aーヒドロキシー八ーメトキシー一・二・三・四・六・七・七a・十二bーオクタヒドロインドロ「ニ・三ーa」キノリジンーニールー三ーメトキシアクリラート（通称名七aーHydroxyー七Hーmitragynine）及びその塩類
- へ Nー（ニフェニルプロパンーニール）ー一ー「（テトラヒドロー二Hーピランー四ール）メチル」ー一Hーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLーTHPINACA）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年三月十日